（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第百七十四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第四条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第九条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十四条第二項を削る。

第二十七条第一号中「第五項又は第二十四条第一項」を「第四項又は第二十四条」に改める。

第二十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

附則第十三条の二第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

（独立行政法人日本貿易振興機構法の一部改正）

第百七十五条　独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条の見出し中「役員」を「副理事長及び理事」に改め、同条中「理事長及び」及び「及び監事」を削る。

第十三条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部改正）

第百七十六条　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）」に改める。

第十一章　国土交通省関係

（土地収用法の一部改正）

第百七十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、同条第三十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第三十四号の二中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第三十四号の三中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター又は独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター又は国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改める。

第百七十八条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第四十四条の二　基金は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第四十九条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第五十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第五十四条第二項を削る。

第五十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第二項中「承継」を「承継並びに」に改め、「並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第百七十九条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第百八十条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第百八十一条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第二十条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第二十五条を次のように改める。

（理事の任期）

第二十五条　理事の任期は、二年とする。

第二十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十二条第二項を削る。

第三十四条第一号中「第五項又は第三十二条第一項」を「第四項又は第三十二条」に改める。

第三十五条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。